

人 企 一 8 4 0

令和6年6月28日

人事院事務総局人材局長

「期間業務職員の適切な採用について」の一部改正について（通知）

「期間業務職員の適切な採用について（平成22年8月10日人企一972）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年6月28日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 任命権者は、期間業務職員を採用する場合において、 <u>人事院規則8—12（職員の任免）（以下「規則」という。）第46条第2項第2号及び「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企一5</u>	1 任命権者は、期間業務職員を採用する場合において、 <u>人事院規則8—12（以下「規則」という。）第46条第2項第2号及び人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企一532。以下</u>

<p>32)」(以下「運用通知」という。)第46条関係第3項の規定により公募によらない採用を行うときにおいても、国家公務員法(昭和22年法律第120号)に定める平等取扱いの原則及び任免の根本基準(成績主義の原則)を踏まえた適正な運用を行うこと。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>「運用通知」という。)第46条関係第3項に規定する場合には公募によらないことができるが、国家公務員法(昭和22年法律第120号)に定める平等取扱いの原則及び任免の根本基準(成績主義の原則)を踏まえ、任命権者は、これらの規定による公募によらない採用は、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--

以 上